

うきは市行政区公民館等 LED 化推進事業費補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、地域住民の共同活動の拠点である公民館等の照明設備を LED 化することにより、エネルギー効率の向上と環境負荷の低減を図るとともに、地域団体の経費負担を軽減し、その円滑な運営に資することを目的とする。

(補助対象施設)

第 2 条 補助金の交付対象となる施設は、市内に所在する行政区が管理、運営している公民館等とする。

(補助対象事業)

第 3 条 補助金の交付対象となる事業は、市内の電気工事店又は販売店（以下「販売店等」という）を利用して、既存の公民館等の照明器具を LED 照明へ更新するために要する経費とする。なお、コンセント式、電池式等の容易に持ち運ぶことができるものを除く。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の交付割合は、別表のとおり定める。

(補助金の申請)

第 5 条 補助金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、行政区公民館等 LED 化推進事業費補助金交付申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）に次に定める書類を添えて、工事に着手する前に市長へ提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第 2 号）
- (2) 建物の平面図及び位置を示す見取図
- (3) 設置場所の写真
- (4) 見積書の写し
- (5) カタログなど、設置する LED 照明器具の仕様がわかる書類

(補助金の決定)

第 6 条 市長は、申請書の提出があったときは、内容を審査の上、適当であると認めるときは、行政区公民館等 LED 化推進事業費補助金交付決定通知書（様式第 3 号）により申請者に通知するものとする。

(概算払い)

第 7 条 前条の規定により交付決定の通知を受けた申請者は、当該補助金について概算払いを受けようとする場合は、うきは市行政区公民館等 LED 化推進事業費補助金概算払請求書（様式第 4 号。以下「概算払請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の概算払請求書が提出された場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の一部または全部について概算払いをするものとする。

（事業の開始届）

第 8 条 申請者は、事業を開始したときは、直ちにうきは市行政区公民館等 LED 化推進事業費補助金工事着工届（様式第 5 号）に工事契約書等の写しを添えて市長に届け出なければならない。

（変更の届出）

第 9 条 申請者は、申請書（事業計画書を含む。）の記載事項を変更する場合は、速やかにうきは市行政区公民館等 LED 化推進事業費補助金計画変更届（様式第 6 号）を市長へ届け出なければならない。

（事業の休止又は廃止）

第 10 条 申請者は、事業を休止し、又は廃止しようとするときは、速やかにうきは市行政区公民館等 LED 化推進事業費補助金事業休（廃）止届（様式第 7 号）を市長に提出しなければならない。

（事業完了の報告）

第 11 条 補助金の請求をしようとする申請者は、請求書にうきは市行政区公民館等 LED 化推進事業費補助金事業完了報告書（様式第 8 号）及び収支決算書を添えて、事業完了後 30 日以内に市長に提出するものとする。

（補助金の額の確定）

第 12 条 市長は、前条の規定により提出されたうきは市行政区公民館等 LED 化推進事業費補助金事業完了報告書等を審査し、適当であると認めたときは、交付すべき金額を確定し、うきは市行政区公民館等 LED 化推進事業費補助金確定通知書（様式第 9 号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第 13 条 市長は、虚偽又は不正な申請により補助金の交付決定を受けた者に対し補助金の交付の決定を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その返還を求めることができ

る。

2 交付決定を受けた者は、前条において返還金が生じた場合には、速やかに市に返還しなければならない。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

(別表)

共用する行政区等数	補助金の交付割合	補助上限額
単独利用	10 分の 2 以内	5 万円
2 行政区以上 4 行政区未満	10 分の 5 以内	30 万円
5 行政区以上	10 分の 8 以内	50 万円